四　法第二条第一項第六号に掲げる本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で同条第二項第五号に掲げる航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の上欄に掲げる空港・飛行場を相互に結び、下欄に掲げる公共交通事業者等が運航を行う区間（上欄に掲げる空港・飛行場におけるロに掲げる航空旅客ターミナルを含む。）

空港・飛行場	公共交通事業者等
（略）	（略）
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　中標津　大館能代　庄内　八丈島　富山　能登　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　宮古　新石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	全日本空輸株式会社
（略）	（略）
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　釧路　仙台　福岡　長崎　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　奄美　新石垣	ピーチ・アビエーション株式会社
（略）	（略）
中部国際　仙台　新潟　神戸　札幌（丘珠）	トキエア株式会社

ロ　（略）

四　法第二条第一項第六号に掲げる本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で同条第二項第五号に掲げる航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の上欄に掲げる空港・飛行場を相互に結び、下欄に掲げる公共交通事業者等が運航を行う区間（上欄に掲げる空港・飛行場におけるロに掲げる航空旅客ターミナルを含む。）

空港・飛行場	公共交通事業者等
（略）	（略）
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　新潟　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　利尻　中標津　紋別　女満別　大館能代　庄内　福島　八丈島　富山　能登　静岡　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　宮古　新石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	全日本空輸株式会社
（略）	（略）
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　釧路　仙台　新潟　福岡　長崎　大分　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　奄美　新石垣	ピーチ・アビエーション株式会社
（略）	（略）
新潟　札幌（丘珠）	トキエア株式会社

ロ　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○防衛省告示第七十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成五年防衛庁告示第百四十八号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1)名称、位置及び所在地			(2)種類及び方式	(3)使用開始期日	(4)搬送周波数	(5)空中線電力	(6)コースの方向	(7)識別符号	(8)運用時間	(9)利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
大湊タカン	N41°13′42″ E141°08′22″	青森県むつ市	タカン	H 5. 8.19	1,056MHz	5.0ｋW	全方向	OMT	8時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止とする。休止時間中にあっても、1時間以上前に要求があれば運用する。	なし